高等教育と障害, 1 (1), 34-44, 2019.

https://doi.org/10.34322/jhed.1.34



この論文は，クリエイティブ・コモンズの表示－非営利－改変禁止4.0国際 (CC BY-NC-ND 4.0) ライセンスで提供されています。

# 実践・研究報告

**高等教育機関における障害学生が抱える困りごとの検討  
―自由記述回答の分析を通して―**

後藤　悠里1・佐藤　剛介2・村田　淳3・望月　直人4・桑原　斉5・中津　真美6・植田　健男7

1 福山市立大学都市経営学部

2 高知大学学生総合支援センター

3 京都大学学生総合支援センター

4 大阪大学キャンパスライフ健康支援センター

5 浜松医科大学精神医学講座

6 東京大学バリアフリー支援室

7 名古屋大学教育発達科学研究科

要旨：高等教育機関における障害学生の実態についてはいくつかの調査報告があるが，障害学生の「困りごと」を十分に捉えきれておらず，支援者による経験をベースにした事例がほとんどである。そこで本研究では，高等教育機関に在籍する障害学生を対象にしたウェブ調査において，自由記述式で困りごとの把握を試みた。加えて，その困りごとが解決したかどうか，またどういった相手や機関に相談したかについても尋ねた。55名の障害学生が129件の困りごとを挙げた。そのうち，解決に至っていない課題が59件と，全件数の半分近くを占めることが明らかになった。困りごとが解決されない原因として，適切な相手や機関に相談していない可能性，合理的配慮を提供する高等教育機関の体制の不十分さによる可能性，合理的配慮提供の枠組みでは解決できない可能性の3つが考えられる。

キーワード：障害学生　困りごと　合理的配慮　啓発活動

著者連絡先：後藤悠里　〒721-0964　広島県福山市港町2丁目19番1号　福山市立大学都市経営学部

# Ⅰ. 問題の所在

　2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下，障害者差別解消法）が施行され，高等教育機関における不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供の禁止が義務（私立大学は努力義務）となった。障害者対応に関する指針や障害学生支援担当部署を設置する大学も増加傾向にあり，障害学生対応の体制は徐々に整えられている（日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク, 2012; 独立行政法人日本学生支援機構, 2017）。

　現状の課題への解決方策を示すためには，実態把握が不可欠である。実際に，高等教育機関における障害学生支援の実態調査が行われており，例えば，日本学生支援機構による調査は全国の高等教育機関に対する悉皆調査であり，障害学生数，支援内容，現行の障害学生支援体制などを尋ねている（独立行政法人日本学生支援機構, 2017）。また，日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークの調査は，障害学生数や支援内容に加えて，障害学生支援担当者自身のスキルなどを尋ねており（日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク, 2012），障害学生支援の体制整備や人材育成について示唆に富む調査である。

　それ以外にも，障害学生支援担当者の事例報告の中においても相談内容や支援内容が多く報告されており（e.g. 村田, 2017; 岡田・小川・田中他, 2016; 高橋, 2014），障害学生支援担当者が行う支援や相談の内容，障害学生が高等教育機関において直面する困りごとが示されている。

　しかし，これらの報告にはいくつかの限界がある。まず，障害学生支援担当者からの主観的な報告を主としているため，客観性を欠いている可能性がある。また，上述の報告の多くは，事例の匿名性確保のために報告内容が加工されていることも少なくない。さらに，障害学生支援担当者の報告だけでは，障害学生支援担当者に伝えられていない障害学生の困りごとを拾いきれないという問題もある。障害学生支援担当者が把握していない困りごとが存在する可能性は高い。

　そこで，本研究では，障害学生支援担当者ではなく，障害学生を対象にした調査を行う。具体的には，障害学生に自身が抱える困りごとについて自由記述式で記入してもらうことで，障害学生支援担当者に伝えることが難しい，ないしは伝えられていない困りごとの把握，およびその分類を試みる。それに加え，困りごとの解決の有無，相談相手についても尋ね，困りごとを解決するための方策についても示唆を与える。調査は，障害者差別解消法施行後約1年が経った2017年2月に，高等教育機関に所属する障害学生に対して行われた。

# Ⅱ. 方法

## 1. 手続き

　日本の高等教育機関（国立大学86校，公立大学91校，私立大学600校，高等専門学校62校）に対して悉皆調査を行った。具体的には，全高等教育機関において障害学生支援を行っている，ないしは行っている可能性のある部署に対して調査依頼書を送り，障害学生に本調査について周知してほしい旨を依頼した。調査協力者は，事前にウェブ上に設置されたアンケートに任意でアクセス・回答をした。キャンパスが複数ある大学や，障害学生の修学支援担当部署が不明であるなどの理由により複数の依頼状を送った大学もあり，最終的に，国立大学141か所，公立大学110か所，公立短期大学17か所，私立大学860か所，私立短期大学337か所，高等専門学校62か所の合計1,527か所に依頼状を配布した。

## 2. 調査協力者と調査内容

　調査に協力した障害学生は，ウェブ上に設置されたアンケートにおける「あなたは何かしらの障害がありますか。NOTE：本調査における「障害」とは，視覚障害，聴覚障害，肢体不自由，精神障害，発達障害，知的障害，内部障害や疾病等による障害（難病等）等のことを指します。」の質問に対して，「はい」と回答した105名である。そのうち，本研究では障害種別について回答した88名を分析の対象とした。性別について回答した調査協力者は67名であり，無回答21，男性28，女性37，その他2であった。年齢について回答した者は64名であり，その平均年齢は22.44歳（*SD* = 6.20, Min = 18, Max = 55）であった。

　障害の種類については，「重複障害」，「視覚障害」，「聴覚障害」，「肢体不自由」，「精神障害」，「発達障害」，「知的障害」，「難病等疾病による障害（内部障害を含む）」，「その他（記入）」と選択肢を示し，選択してもらった。

　本論文における分析対象は，「あなたがこれまでの学生生活においてもっとも困ったことを順に3つ教えてください。」という質問に対する自由記述回答であり，困りごとを最大3つまで自由に記述してもらった。そして，困りごとを記入した者に対し，「上記で記載された困りごとは解決されましたか。また，その解決のために相談した人や助けてくれた人はいますか。」と，記載されたそれぞれの困りごとについて，解決の有無と相談した人や助けてくれた人（以下，相談相手）について尋ねた。相談相手については11個の選択肢の中から複数回答で答えてもらった。選択肢は，1. 家族，2. 友人，3. 先輩，4. 恋人，5. 指導教員，6. 担任の教員，7. 学内カウンセラー，8. 障害学生支援室スタッフ，9. 大学の事務職員，10. 学外機関，11. その他である。

　本調査において「困りごと」という用語について定義は設けず，調査対象者の解釈にゆだねた。そのことにより，調査対象者が日ごろ抱いている思いをできるかぎり把握することを試みた。

　なお，本調査は名古屋大学教育発達科学研究科の研究倫理審査委員会から承認を得て実施されている。調査対象者には，調査趣旨，調査への参加は自由意思であること，匿名性の保持，個人情報の取り扱い等を明示し，調査の冒頭において調査に協力するかどうかの質問をし，同意を取っている。「協力しない」と回答した場合は，そこで調査が終了する。

# Ⅲ. 結果

　自由記述について回答した者は55名（約63％）であり，全部で129件の困りごとが挙げられた。そのうち，解決した困りごとは23件（約18％），未解決の困りごとは59件（約46％），「どちらともいえない」と回答された困りごとは46件（約36％），記入なしは1件であった。相談相手（複数回答）は多岐にわたっており，その内訳は障害学生支援室スタッフが最も多く58件，ついで友人の52件，指導教員の36件と続く。1つの困りごとに対し，最大6か所，最小0か所，平均2.33か所の相手に相談をしている。

　以下では，視覚障害学生，聴覚障害学生，肢体不自由学生，精神・発達障害学生についてそれぞれの特徴をみることとする（Table 1）。「重複障害」と「難病等疾病による障害（内部障害を含む）」，「その他（記入）」はサンプルが少ないので，本論文中での詳細報告は割愛する（Table 1参照）。また，知的障害のある学生からの困りごとは挙げられていなかった。なお，事例番号は障害ごとに順に上から番号を振ったものであり，本文では障害種別名と共に示した（例，視覚障害の1番目の事例は視覚-1と提示）。

## 1. 視覚障害

　視覚障害と答えた学生は8名（うち，障害者手帳取得者6名）であり，挙げられた困りごとは21件であった（Table 1）。視覚障害学生の困りごとは「移動」，「情報へのアクセス」，「人間関係」に大別できる。「移動」については，大学内での移動に困りごとがある（視覚-10，視覚-11）。「情報へのアクセス」に関しては，配布物の見にくさ（視覚-6，視覚-17），掲示物の見にくさ（視覚-9，視覚-18），授業時のわかりにくい情報提示などがある（視覚-2，視覚-4）。「人間関係」に関わる困りごととしては，教員に対してのもの（視覚-3），友人に対してのもの（視覚-8），障害の開示についてのもの（視覚-14）があった。

　このうち，解決した困りごとは5件（視覚-4，視覚-7，視覚-12，視覚-17，視覚-19）であり，すべて障害学生支援室スタッフが相談相手となっていた。「移動」や「人間関係｣に関する困りごとは，解決したかどうか「どちらともいえない」に分類されていた。

## 2. 聴覚障害

　聴覚障害と回答した学生は15名（うち，障害者手帳取得者13名）であり，挙げられた困りごとは32件であった。その内容は「情報のアクセシビリティ」に関わるもの，「複数人でのコミュニケーション」に関わるものなどがあった（Table 1）。「情報のアクセシビリティ」に関して，情報保障の質や人員確保が課題として挙げられている（聴覚-4，聴覚-5，聴覚-20，聴覚-21，聴覚-31）。「複数人でのコミュニケーション」に関わるものとして，グループディスカッションへの参加についての困りごと（聴覚-19）といった授業内におけるもの，「指導教授が研究室内で雑談をしながら学生とコミュニケーションを取っていくが，それに加わることができない。指導教授との関係構築が困難。」（聴覚-30）といった研究室内に関わるもの，手話がわかる人が少ないなどのコミュニケーション一般に関するものがある（聴覚-12，聴覚-13，聴覚-16，聴覚-17）。

　このうち，解決した困りごとは3件（聴覚-14，聴覚-18，聴覚-19）に過ぎず，17件が未解決として報告されていた。情報保障スタッフの質と量の確保に関しては，障害学生支援室スタッフに相談をしているが解決されていないことが示されたといえる。

## 3. 肢体不自由

　肢体不自由と答えた学生は15名（うち，障害者手帳取得者14名）であり，挙げられた困りごとは34件であった（Table 1）。肢体不自由学生の困りごとは「移動」，「設備」，「介助」に関わるものであった。「移動」については，アクセシブルではない場所が学内にあるということに加え，普段アクセスができる場所であっても天候によってアクセスができなくなることが示されていた（肢体-17，肢体-20）。「設備」については，アクセシブルな設備がないことや，設備があっても，それが十分使いやすいものではなかったり，運用方法によってアクセスができなくなってしまっていることが挙げられている（肢体-2，肢体-29）。さらに，「介助｣については，トイレ介助や衣服の着脱などが報告されている（肢体-21，肢体-24，肢体-25）。

　挙げられた34件のうち，未解決の困りごとは20件であり，解決した困りごとは6件であった。肢体不自由学生は友人や先輩や障害学生支援室スタッフに相談をしているが，移動に関して多くの困りごとが未解決のままである。また，設備があっても使うことができない，使いづらいという困りごとも解決に至っていない。

## 4. 精神障害・発達障害

　精神障害と答えた学生は2名で，過敏性腸症候群と性同一性障害が1名ずつ（うち，障害者手帳取得者なし）である。5件の困りごとが挙げられた（Table 1）。2名に共通していたのは，人間関係によるものであり，他者に自分の症状を知られたくないという思い（精神-1，精神-4）や，自分の症状の開示についての悩み（精神-2，精神-5）である。障害の開示については，担任の教員や友人に相談しているが，解決に至っていない。

　発達障害と答えた者は9名（うち，障害者手帳取得者なし）であり，挙げられた困りごとは21件であった（Table 1）。発達障害学生の困りごととして「学習面」，「人間関係」，「知覚過敏」が挙げられる。「学習面」では，課題の提出やグループワーク，発表が困りごととして感じられている（発達-2，発達-4，発達-6，発達-7，発達-14，発達-15）。また，教員や友人との「人間関係」に難しさがあることが示されている（発達-5，発達-8，発達-13，発達-18）。さらに，周囲の生活音や教室の机の振動へのイライラ（発達-12，発達-20）といった「知覚過敏」に関連しそうな困りごとも報告されている。

　26件のうち，学習面での困りごと，知覚過敏の問題など14件は未解決なままである。多くは障害学生支援室スタッフに相談を持ちかけているが，解決に至っていない。

# Ⅳ. 考察

　本論文では，高等教育機関における障害学生55名について障害種別ごとに困りごとの内容，解決されたかどうか，そして誰に相談しているかを概観してきた。視覚障害学生では，「移動」，「情報へのアクセス」，「人間関係」についての困りごとが多くあり，聴覚障害学生では「情報のアクセシビリティ」や「複数人でのコミュニケーション」についての困りごとが多くみられた。肢体不自由学生では「移動」，「設備」，「介助」，精神・発達障害では「学習面」，「人間関係」，「知覚過敏」について困っていることが報告されていた。そして，解決に至っていない課題が59件と，全件数の半分近くを占めている点は特筆すべきである。

　障害学生の相談相手が誰かを確認したところ，いろいろな相手に相談を持ちかけていることが示された。しかし，中には適切な相手に相談していないと考えられるケースもある。例えば，「教授によって配慮のしかたが異なるので授業によってやり辛い」という未解決の困りごとに対して，学生は家族や友人に相談を持ちかけている。これは大学側，例えば，授業担当教員や障害学生支援室に持ちかけられるべき相談であろう。

　しかし，困りごとの内容によっては，比較的適切な相手に相談を寄せていると考えられるにもかかわらず，解決に至っていないこともある。そこで，困りごとを分類し，その対処法について述べることとする。

　まず，そもそも配慮が提供されていない可能性，または提供されている配慮が必要とされる水準に達しておらず，その結果，困りごとが解決に至っていないものがある。その一つが，聴覚障害学生に対する情報保障である。多くの大学では，聴覚障害学生と同じ大学に所属する障害学生支援登録サポーターの学生が，自分の学業と並行して情報保障活動を行っているという実態がある。限られた人員の中で情報保障を行わなければならないため，情報保障のクオリティコントロールは困難をきわめるのが実情であろう。学内だけでなく学外のサービス提供組織などとの連携や，場合によっては一つの大学だけで問題を解決するのではなく，例えば，地域の他大学と連携して解決策を模索することも有用であろう。

　二つ目が，肢体不自由学生の移動についての困りごとである。たしかに，施設の改修にかかるコストは過重な負担に該当することも少なくない。しかし，設備があるにもかかわらず利用できないという困りごとについては，運用のルールを変更するといったコストのかからない方法で対応することができる。また，講義場所の変更は有効な手段である。雨風の影響を受けないよう，場所を集約する方法もある。さらに，書籍の電子化を行うようにして，障害学生の荷物を減らすという工夫もある。いくつかの方策を組み合わせることにより，施設改修の代替が可能である1)。その方策を実現させるために，障害学生支援担当者と他の部署との連携を強化しておくことが必要不可欠であろう。

　また今回の調査で，合理的配慮の枠組みに当てはまりにくい困りごとがあることが示された。一つは，授業の本質的要件に抵触する可能性が高い困りごとである。例えば，発達障害学生にみられた学習面における課題である。レポート等課題の提出，グループワーク，発表は，それらが授業の本質的要件と考えられる場合，直接的な介入を行いにくい。こうした困りごとについては，問題の原因を広い視野から捉え直す必要がある。学生の生活習慣の乱れ，不安が強いなど他の要因を解消することで解決の可能性を探ることができる。より重要なことは，問題が環境との相互作用の中で発生しているという視点を持つことである。障害学生支援担当者は障害学生と共に，社会モデルの観点を交えつつ，試行錯誤を繰り返していくことが必要であろう（松岡, 2017）。環境の一つである教員に働きかけ，指導方法を見直してもらうことも必要かもしれない。

　もう一つは，修学状況以外における困りごとである。具体例は，視覚障害学生が抱える「人間関係」についての困りごとであったり，精神・発達障害学生が抱える「人間関係」についての困りごとなどである。そもそも，機能障害に起因して人とのコミュニケーションをとるのが難しかったり，そういった自身の機能障害を他者に開示することに対し慎重になったり，不安に思ってしまう学生がいる。これは，自身に機能障害があるという事実が周囲の人々に何かしらの偏見をもたらす可能性を懸念しているからであろう。障害について人々が十分に理解し，偏見を除去することによって，こうした障害学生の修学状況以外における困りごとが低減されていく可能性がある。そうするための手段の一つとして，学内における啓発活動が挙げられる。障害学生への個別対応とともに，大学構成員の意識を変えていくことによって，障害学生が十分に権利を享受できる環境が整えられていくのではないだろうか。

　障害者差別解消法が施行され，合理的配慮の考え方も高等教育機関において浸透してきたと考えられる。しかし，障害学生が日々の生活の中で直面している困りごとを明らかにすることを試みた本研究では，障害学生の多くはいまださまざまな困りごとを抱えながら大学生活を送っていることが示された。今後は，解決のプロセスや解決を可能とする要因を明らかにしていく必要がある。

　最後に，本研究の限界として，調査協力者が少ない点に言及しておきたい。調査協力者が少なかった理由として，調査は障害学生支援担当者を介して障害学生に周知されるため，障害学生支援担当者と障害学生が密接な関係（例：支援を受けている，連絡体制が整備されている）にないと障害学生に調査票が渡らなかった可能性も考えられる。今後は，障害学生支援担当者や障害学生に丁寧な調査説明を行うだけでなく，こうした実態調査の必要性および有効性を彼らに示し，協力率を上げていくことが重要である。

Table1 困りごとの内容・解決の有無・相談相手

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 障害種別 | 個人番号 | 事例番号 | 困りごと | 解決の有無 (注1) | 相談相手（注2） |
| 重複障害 | 1 | 1 | キャンパス内の段差、階段、てすりがない、長いスロープなどノンバリアフリー。 | △ |  |
| 2 | 駐車場の場所の配慮。 | ○ | 支援室、事務 |
| 3 | 講義や演習などで、声の低い先生がいると、内容が聞き取れない。 | △ | 指導教員、支援室 |
| 重複障害 | 2 | 4 | 体力がなく、調子が悪い時、登校できない | × | 家族、カウンセラー、学外 |
| 5 | うつ病のため調子が悪い時、ノートをとるなどの作業が追い付かない | △ | 友人 |
| 6 | エレベーターが混雑していて乗りたいときに乗れない | × | その他 |
| 重複障害 | 3 | 7 | 休校情報や教室変更の掲示板にかいてある情報が把握できず、授業がないのに来てしまったり、教室が変わっていてわからなくなり遅刻をしてしまったことがあった。ネットで見たり支XX（注3）などに聞きに行くことは可能だが、時間によっては支援機関が開いていないことやネットをその場で見ることが不可能な人もいるとおもう。保証制度を利用している人には朝メールで情報X送信（注3）するというサービスがほしい（執筆者注：大学名が特定されるおそれがある箇所を削除した)。 | × | 友人 |
| 8 | 教授によって配慮のしかたが異なるので授業によってやり辛い。大学側や支援機関との連携をとってほしい。 | × | 家族、友人 |
| 視覚障害 | 4 | 1 | 授業について行かれない時があること | △ | 友人 |
| 2 | こそあどことばが多いこと | △ | 友人、指導教員 |
| 3 | 教員によって配慮に差があること | △ | 友人、事務 |
| 視覚障害 | 5 | 4 | 講義中の板書の読み上げが聞き取れず、内容の把握が困難な講義があった | ○ | 友人、指導教員、支援室 |
| 5 | 物理を専攻しているのだが、数式を口頭で伝えたり、他の人と回答を共有することが困難だった。 | △ | 指導教員 |
| 6 | 突発的な配布物や講義に必要書類がまみ会わず（執筆者注：原文ママ）、ただすわっているだけになってしまう講義中があった。 | △ | 友人、指導教員 |
| 視覚障害 | 6 | 7 | 大学に入学する以前は授業補助の学生に補助に入ってもらった経験が全くなく、入学当初は補助学生に具体的にどのような支援内容をお願いすれば良いのかがわからなかった。 | ○ | 家族、指導教員、支援室 |
| 視覚障害 | 7 | 8 | 声をかけてくれる友人の顔を認識できず無視してしまう | △ |  |
| 9 | 掲示板がみにくい | △ |  |
| 10 | 大学内の教室把握 | △ |  |
| 視覚障害 | 8 | 11 | 教室や院生室までの移動 | △ |  |
| 12 | 図書の借り出し（電子化） | ○ | 支援室、事務 |
| 13 | 課題文書の複写（電子化） | △ | 事務 |
| 視覚障害 | 9 | 14 | 周りの友人に障害について話すかどうか | △ |  |
| 15 | 何をどの程度配慮してもらうか | △ | 支援室 |
| 16 | 障害をカバーするための学習方法や支援についての情報の収集の難しさ | △ | 支援室 |
| 視覚障害 | 10 | 17 | 講義配布資料が縮小コピーで字が小さい、配布資料のコピー濃度が薄い | ○ | 支援室 |
| 18 | 廊下掲示物が見づらい（字が小さい、もしくはガラスケースやラミネートで光が反射する） | △ | 支援室 |
| 19 | 大学のパソコン室のパソコンが物理的に固定されていて、画面を見やすい位置に動かせない | ○ | 支援室 |
| 視覚障害 | 11 | 20 | 教材や参考資料などの電子データ化時に、どの機関、場所に持参すればいいのかわかりづらい | △ | 家族、友人、先輩 |
| 21 | 大学構内にある寮の申請・説明や参考資料が不十分でわかりづらい（わかりづらいため、下記に[執筆者注：原文ママ]行かなければいけない事が多く手間である） | △ | 家族、友人、先輩 |
| 聴覚障害 | 12 | 1 | 支援に必要な手続きが煩雑 | × | その他 |
| 2 | 不適切な支援を入れられ、人間関係に軋轢が生じた | △ | 指導教員 |
| 3 | 支援の質が高くない | × | 支援室 |
| 聴覚障害 | 13 | 4 | いざという時に情報支援がつかない。依頼しづらい。 | × | 支援室 |
| 聴覚障害 | 13 | 5 | 情報支援の際、専門用語に対応できる学生が少ない。 | × | 支援室 |
| 6 | 障害学生間の連携、情報共有が難しい。 | × | 友人、支援室 |
| 聴覚障害 | 14 | 7 | グループディスカッション | △ | 友人、先輩、指導教員、支援室、事務 |
| 8 | 先生からの質問にすぐ答えられないこと（テイクしてもらっている間） | △ | 友人、先輩、その他 |
| 聴覚障害 | 15 | 9 | 講義がききとれないこと | △ | 支援室 |
| 聴覚障害 | 16 | 10 | 口話出来ない環境が多い | △ | 友人、担任 |
| 11 | 基本電話連絡と言われるが、電話の聞き取りが難しいこと | × | 家族、友人、担任、事務、学外 |
| 12 | 手話が通じない | × | 担任 |
| 聴覚障害 | 17 | 13 | コミュニケーションをとるのが難しい | △ |  |
| 聴覚障害 | 18 | 14 | 講義で先生の言っていることがわからない | ○ | 指導教員、支援室 |
| 15 | 何か有ったときに状況がどうなっているのかわからない | △ | 支援室 |
| 16 | 人の会話に入っていけない | × |  |
| 聴覚障害 | 19 | 17 | 会話 | × | 家族、友人、先輩、恋人、支援室 |
| 聴覚障害 | 20 | 18 | 試験範囲やレポートのテーマなどの、重要な部分を聞き逃す。 | ○ |  |
| 19 | グループディスカッションに参加するのが難しい。 | ○ |  |
| 聴覚障害 | 21 | 20 | ノートテイカーで人員不足に陥ったこと | × | 友人、先輩、指導教員、事務 |
| 21 | 担当教員の話のスピードが早く、テイカーが文字化するのに追いつかない | × | 友人、先輩、指導教員、 事務 |
| 22 | 障害に対しての理解がない先生も中にいること | × | 友人、先輩、指導教員、事務 |
| 聴覚障害 | 22 | 23 | グループ活動 | △ | 友人、指導教員 |
| 24 | 話し合い | △ | 友人、指導教員 |
| 聴覚障害 | 23 | 25 | 複数人におけるコミュニケーション | △ | 家族、友人、指導教員、 担任、支援室 |
| 26 | 関係づくり | × |  |
| 27 | 音声情報の少なさ | × |  |
| 聴覚障害 | 24 | 28 | 研究会や勉強会（支援対象外の、研究室内や学外での開催）の内容を把握することが困難 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室、その他 |
| 29 | 研究室内で皆で進めている作業進捗などの重要な諸情報が入らず、蚊帳の外に置かれがちになってしまう。 | △ | 友人、先輩、支援室、その他 |
| 30 | 指導教授が研究室内で雑談をしながら学生とコミュニケーションを取っていくが、それに加わることができない。指導教授との関係構築が困難。 | × | 友人、先輩、支援室、その他 |
| 聴覚障害 | 25 | 31 | ノートテイクが見つからない 情報保障が乏しい | × | 友人、支援室 |
| 聴覚障害 | 26 | 32 | 口頭での連絡が多く、たまに聞き逃すことがある（執筆者注：大学名が特定されるおそれがある箇所を削除した）。 | △ | 友人 |
| 肢体不自由 | 27 | 1 | 積雪 | △ | 支援室 |
| 肢体不自由 | 28 | 2 | エレベーターが無い施設、止まっている施設での移動 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室 |
| 3 | 荷物を持っての自分一人での通学・大学構内の移動 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室 |
| 4 | 整備されていない道や坂、急なスロープ、雪道、段差などの車椅子では移動しにくい場所の移動 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室 |
| 肢体不自由 | 29 | 5 | 障害を理由にセミナーへの参加を拒否されたこと。 | × |  |
| 6 | 車いすでアクセスしづらい施設があること。 | ○ | 事務 |
| 7 | 教職員の障害者への対応がぎこちないこと。 | × | 支援室 |
| 肢体不自由 | 30 | 8 | ながらスマホをしている人とぶつかりそうになる | △ | 支援室 |
| 9 | 自転車とぶつかりそうになる | ○ | 支援室 |
| 肢体不自由 | 31 | 10 | 単位取得（勉強） | × | 友人、先輩 |
| 11 | 人間関係 | × | 友人、カウンセラー |
| 12 | 通学 | △ | 家族 |
| 肢体不自由 | 32 | 13 | 昼食 | ○ | 支援室 |
| 14 | 学会への参加 | × |  |
| 15 | 大学院における実験の実施 | × |  |
| 肢体不自由 | 33 | 16 | 段差がある場所への移動 | ○ | 事務 |
| 17 | 雪道の移動・通学 |  | 家族、学外 |
| 肢体不自由 | 34 | 18 | Aバスが学校とその最寄り駅の間で、車椅子非対応バスを走らせることがある（執筆者注：バス会社名を匿名化した）。 | × | 家族、指導教員、支援室、事務、学外 |
| 19 | 昼休みを中心に生協食堂が混雑していて利用できない。 | × | 支援室、事務、学外 |
| 20 | 屋外スロープの殆どに屋根が付いておらず、雨天時に濡れる。 | × | 家族、指導教員、支援室、事務、学外 |
| 肢体不自由 | 35 | 21 | 御手洗の介助 | ○ | 学外 |
| 肢体不自由 | 36 | 22 | 階段などのハード面でのバリア | × | 友人、先輩、指導教員 |
| 23 | バリアフリーであっても、多機能トイレやエレベーターなどのアクセサビリティが低い（数が少ない） | × | 指導教員、事務 |
| 肢体不自由 | 37 | 24 | ボランティアの学生がこなくて、トイレに行けなかった | △ | 友人、先輩 |
| 肢体不自由 | 38 | 25 | トイレの利用、衣服（上着）の着脱などの生活動作にも介助を要し、介助者が確保できなければ修学に差し障ること。 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室、事務、学外 |
| 26 | 電動車いすを使用している私は、雨や雪の日において、移動時に支援を要する。 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室、事務、学外 |
| 27 | 電動車いすの使用に関係し、大雨や雪のため、または車いすの故障のため、通学自体が困難となる場合もある。 | × | 家族、友人、先輩、指導教員、支援室、事務 |
| 肢体不自由 | 39 | 28 | 移動 | ○ | 家族、友人、支援室 |
| 29 | トイレがないか、もしくは校舎に一つのみ、また狭い | △ |  |
| 30 | 車椅子専用スペースがない教室 | △ |  |
| 肢体不自由 | 40 | 31 | 勾配が急すぎるスロープがあった。 | △ | 家族、先輩、指導教員、支援室 |
| 肢体不自由 | 41 | 32 | 大学構内での校舎内・建物間、外といった移動全般や、通学、日常生活の外出先での移動全般（スーパーに行く、遊びに行く、遠出するなど）。 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室 |
| 33 | エレベーターのない建物での移動。 | × | 友人、先輩、指導教員、支援室 |
| 34 | アルバイトができない。また、両下肢不自由による医療費などの出費の増加。 | × | 家族、学外 |
| 精神障害 | 42 | 1 | 出席の際、一枚のプリントが回されます。 そこには名前と性別欄があり、そこにチェックをつけます。 しかしその教員は他学科の方で、「性同一性障害」ということが 知らされていないたXX（注3）、私の性別欄には本当の性別が書かれていました。 そのため、友達に知られそうになりました。 | ○ | 担任 |
| 2 | 治療を始め、埋没状態で過ごしています。 そのため今の友達には本当の性別を知りません。 更衣室を別々にしてくださっていますが 友達と違うところで着替えるため、周りから「なぜ違うXX（注3）？」と聞かれることがあります。 男子更衣室で着替えると、女だと思っている人がいるため 大変なことが起きるということで、そのままです。 | × | 担任 |
| 精神障害 | 43 | 3 | 過敏性腸症候群の症状が授業中になった時 | △ | 家族、友人 |
| 4 | 科目の先生が配慮する際の他者の目 | △ | 家族、友人、事務 |
| 精神障害 | 43 | 5 | 自分が過敏性腸症候群であると伝えるべきか否かという場面に差し迫った時 | × | 友人 |
| 発達障害 | 44 | 1 | 講義教室の学期途中での変更 | × | 指導教員、担任、カウンセラー、学外 |
| 2 | 統合･筆記分野の苦手さから来るレポート＆論文の執筆の極端な遅れ、未提出、中途提出 | × | 友人、指導教員、担任、カウンセラー、支援室、学外 |
| 3 | 医療機関と大学の連携があまり機能していないこと | × | カウンセラー、事務、学外 |
| 発達障害 | 45 | 4 | 長い文章を書くことが難しい | × | 支援室 |
| 発達障害 | 46 | 5 | 友人関係に悩んだこと | △ | 家族、その他 |
| 発達障害 | 47 | 6 | グループワーク | ○ | 友人、カウンセラー、支援室 |
| 7 | 発表 | ○ | 友人、カウンセラー、支援室 |
| 8 | 先生との交流 | ○ | 家族、友人、カウンセラー、支援室、事務、学外 |
| 発達障害 | 48 | 9 | 就職ガイダンスが完全に健常者を想定してしか行われておらず疎外感や無力感を突き付けられるだけだった | × | 学外 |
| 10 | 学内で通称を使用するにあたって、親の一筆が必要とされたこと。機能不全過程（執筆者注：原文ママ）の子には親の手を借りることは難しい。 | × |  |
| 11 | 教授が健常者（かつシスジェンダー）のみを想定した授業を行うこと。授業内容の説明のためとはいえ「オカマ」などの文言で笑いをとったりされるのは傷つく。 | × |  |
| 発達障害 | 49 | 12 | 周囲の生活音 | × | 担任、支援室 |
| 13 | 他者とのコミュニケーション | △ | 支援室 |
| 14 | 複数の情報や課題の整理 | △ | 指導教員、担任、支援室 |
| 発達障害 | 50 | 15 | 学習面での障害の影響 | × | 友人、支援室、事務 |
| 16 | 日常生活管理 | × | 友人、支援室、学外 |
| 17 | 学資の保障 | × |  |
| 発達障害 | 51 | 18 | 対人関係 | ○ | 家族、支援室 |
| 19 | 教員の指示を理解すること | ○ | 友人、指導教員 |
| 発達障害 | 52 | 20 | 自分の使用する椅子や机が他の人と共有されている場合に、他の人が使用するときの振動でイライラする。 | × | 支援室 |
| 21 | 連続で授業を休んだ際に重要な連絡を聞きそびれた。 | ○ | 支援室 |
| 難病 | 53 | 1 | 障害のある学生の進路に関する、参考となる情報が少ない事 | ○ | 指導教員、支援室、学外 |
| 2 | 東日本大震災直後で節電ムードのため、エレベータが使い辛かった． | △ | 家族、友人、支援室 |
| 3 | 障害の為に出来ない事と、努力次第で克服出来る（すべき）事の境界が曖昧で、一人で考え込んでしまう時間もあった． | △ | 家族、友人、支援室、事務、その他 |
| その他 | 54 | 1 | 障害の説明しても理解してもらえなかったこと。 | × | 家族 |
| 2 | 障害に対する配慮が全くなく、健常者のように適当な扱いをされたこと。 | × | 家族 |
| 3 | 計画が直ぐに対応出来ない事。 | △ | 担任 |
| 不明 | 55 | 1 | 知り合いで集られると煩いから出席順にしてほしい | × | 家族、指導教員、事務 |
| 2 | 教室が白一色は目がチカチカする | × | 家族、指導教員、事務 |

注1)　解決と回答されたものは「〇」，未解決との回答は「×」，どちらともいえないは「△」とした。

注2) 紙幅の都合上，一部を略して表記している。カッコ内が表に示した略語，コロン以下が質問紙内の選択肢である。「家族」：家族，「友人」：友人，「先輩」：先輩，「恋人」：恋人，「指導教員」：指導教員，「担任」：担任の教員，「カウンセラー」：学内カウンセラー，「支援室」：障害学生支援室スタッフ，「事務」：大学の事務職員，「学外」：学外機関，「その他」：その他。

注3) 「X」は文字化けにより記入された文字が不明な箇所を示している。X1つが1文字分である。

# 注

1) 事前に環境を整備しておくこと（事前的改善措置）も一つの方策である（内閣府, 2015）。

# 引用文献

独立行政法人日本学生支援機構 (2017). 平成28年度（2016年度）大学・短期大学・高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書.

松岡克尚 (2017). 大学での障害学生支援における「障害モデル」に関する一考察. Human Welfare, 9(1), 193-204.

村田　淳 (2017) .京都大学における発達障害のある学生への修学支援. 障害学研究, 12, 17-20.

内閣府 (2015). 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針. 内閣府. Retrieved from http://www8.

cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/honbun.html（2017年1月15日）.

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク (2012). 大学および短期大学における障害学生支援担当者の業務内容・専門性に関する実態調査報告書.

岡田菜穂子・小川　勤・田中亜矢巳・金子　博・宮田浩文 (2016). 障害のある学生への人的支援と支援者育成：山口大学の取組. 大学教育, 13, 58-64.

高橋知音(編) (2014). 発達障害のある人の大学進学: どう選ぶか どう支えるか. 金子書房.

―2018.1.15受稿，2018.8.16受理―

# Practice and Research Report

**Research on the Difficulties Experienced by Students with Disabilities in Higher Education based on a Web Survey and Open-Ended Question**

Yuri GOTO 1, Kosuke SATO 2, Jun MURATA 3, Naoto MOCHIZUKI 4, Hitoshi KUWABARA 5, Mami NAKATSU 6 and Takeo UEDA 7

1 Faculty of Urban Management, Fukuyama City University

2 Center for General Student Support, Kochi University

3 General Student Support Center, Kyoto University

4 Health and Counseling Center, Osaka University

5 Department of Psychiatry, Hamamatsu University School of Medicine

6 Disability Services Office, the University of Tokyo

7 Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University

*Japanese* *Journal* *of* *Higher* *Education* *and* *Disability*, 1(1), 34-44, 2019

Abstract:  While a great deal of research and many surveys have been conducted on the current situation of students with disabilities in higher education, the findings remain insufficient to fully identify the difficulties they encounter. In addition, most are case studies based on supporters’ experiences, thus they do not present a comprehensive picture of students’ issues. To clarify what is encompassed by the term “difficulties,” we conducted a web survey to students with disabilities in all higher education institutions in Japan, asking about the difficulties they experienced using an open-ended question. Additionally, we inquired whether their difficulties had been resolved and with whom or which agencies they had previously consulted. As a result, 55 out of 88 students with disabilities identified 129 difficulties, nearly half (59) of which had not been resolved. By categorizing the difficulties, we suggested three reasons for this phenomenon. First, students might not have consulted with the most appropriate person or agency to address their problems. Second, higher education institutions’ support systems for students with disabilities, which are responsible for providing “reasonable accommodation,” might not have been fully developed. Finally, because some of the students’ difficulties are not considered to fall under the category of reasonable accommodation, they were not solved by the current framework.

Key words: students with disabilities, difficulties, reasonable accommodation, promotion activity

Corresponding author: Yuri GOTO, Faculty of Urban Management, Fukuyama City University